

牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和2年7月1日

農林水産大臣公表

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 前文 | 1 |
| 第1章 基本方針 | 2 |
| 第1 基本方針 | 2 |
| 第2章 発生予防対策 | 2 |
| 第2 平時からの取組 | 2 |
| 第3 発生に備えた体制の構築・強化 | 2 |
| 第3章 まん延防止対策 | 2 |
| 第1節 家畜における防疫対応 | 2 |
| 第4 異常家畜の発見及び検査等の実施 | 2 |
| 第5 病性等の判定 | 4 |
| 第6 病性等判定時の措置 | 6 |
| 第7 発生農場等における防疫措置 | 6 |
| 第8 通行の制限又は遮断（法第15条） | 6 |
| 第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条） | 6 |
| 第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条） | 8 |
| 第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2） | 8 |
| 第12 ウイルスの浸潤状況の確認等 | 8 |
| 第13 緊急ワクチン（法第31条第1項） | 11 |
| 第14 消毒薬 | 12 |
| 第15 家畜の再導入 | 12 |
| 第16 発生の原因究明 | 12 |
| 第2節 野生動物における防疫対応 | 13 |
| 第17 感染の疑いが生じた場合の対応等 | 13 |
| 第18 病性の判定 | 13 |
| 第19 病性判定時の措置 | 13 |
| 第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び、第25条の2第3項） | 13 |
| 第21 移動制限区域の設定（法第32条） | 13 |
| 第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条） | 16 |
| 第23 消毒ポイントの設置（法第28条の2） | 16 |
| 第24 ウイルスの浸潤状況の確認等 | 16 |
| 第4章 その他 | 17 |
| 第25 その他 | 17 |

前文

- 1 牛疫は、国際連合食糧農業機関（以下「FAO F A O」という。）等などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 牛疫は、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、
 - (1) 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - (2) 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - (3) 地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、
 - (4) 国際的にも牛疫の非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 3 平成 23 年6月、FAO F A O及び国際獣疫事務局（以下「OIE O I E」という。）は、牛疫の世界的な撲滅を宣言し、その後、FAO F A O及び OIE O I Eの主導で、研究機関等が保持する牛疫ウイルスは基本的に廃棄され、安全性が確認された認定施設でのみ隔離管理する方針が決定された。その方針に基づき、平成 27 年6月には、その方針に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）がアジア地域唯一、現在、世界で6か所の牛疫ウイルス含有物質の所持施設（牛疫ウイルスの所持及びワクチンの製造及び保管施設）としてのひとつに認定されたところであるされている。
- 4 他方で、何らかの原因で牛疫が再興する可能性を完全には否定できないことから、家畜（飼養されている牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 5 なお、本指針については、海外における牛疫の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年11月20日令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）第1を準用する。

第2章 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備対策

第2 平時からの取組

口蹄疫防疫指針第2を準用する。

第3 発生に備えた体制の構築・強化

口蹄疫防疫指針第3を準用する。

第3章 まん延防止対策

第1節 家畜における防疫対応

第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、家畜の所有者又は、獣医師等から、牛疫を疑う症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）に関する届出があり、当該通報届出の内容が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

- (1) 複数の家畜に 40.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内又は鼻腔内に出血、びらん又は潰瘍があること。
- (2) 死亡家畜が急激に増加していること。

2 都道府県による臨床検査及び解剖検査

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。

その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、症状が明確な数頭）の病変部位及び症状の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。また、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

- (2) 家畜防疫員は、臨床検査の結果、1の（1）及び（2）に掲げる異状を確認し、牛疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖検査を行う。その際、次の措置を講ずる。ただし、当該異状が口蹄疫防疫指針第3の第4の2の（3）に規定する特定症状に該当する場合には、解剖検査は行わず、口蹄疫防疫指針第3の第4の2から8までに基づき対応する。

- ① 当該死体を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した

後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ⑤ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (3) 都道府県畜産主務課は、(2)により解剖検査を行う旨の連絡を受けた場合には、臨床検査の結果、異常家畜の写真、臨床検査の結果及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

(4) 動物衛生課は、(3)の報告を踏まえ、3により検体の提出を求める。

3 検体の送付

都道府県は、2の(2)により解剖検査を行う場合には、血液、眼瞼^{けん}めぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議したの上で、当該検体を動物衛生研究部門に搬入する。

4 農場における措置

(1) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に送付搬入した場合には、当該農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

- ア 生きた家畜
- イ 生乳
- ウ 当該農場で採取された精液及び受精卵等
- エ 家畜の死体
- オ 家畜の排せつ物等
- カ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

④ 当該農場を中心とした半径10km以内の区域の農場について、①に掲げるもの（イについては半径1km以内の区域における農場で搾乳されたものに限る。）の移動自粛等の必要な指導を行う。

(2) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に検体の搬入を行なった場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

① 家畜の移出入移動履歴

② 当該農場に出入りしたしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

- ア 農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場（家畜の飼養農場に限る。以下同じ。）の衛生管理区域内で作業を行う者

イ 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両

- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 精液及び受精卵等の出荷先
- ⑤ 給与飼料の情報

5 動物衛生研究部門による検査

~~動物衛生研究部門は、3により都道府県から検体の搬入があった場合には、抗原検査（ウイルス分離検査及び RT-PCR 等の遺伝子検査）及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。~~

~~6 陽性判定時に備えた準備~~

~~都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5.6により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。~~

- ~~(1) 当該農場における畜舎等の配置の把握~~
- ~~(2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理~~
- ~~(3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）~~
- ~~(4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設若しくは化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）~~
- ~~(5) 消毒ポイントの設置場所の検討選定~~
- ~~(6) 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関団体への連絡~~

6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3により都道府県から検体の搬入があった場合には、抗原検査（ウイルス分離検査及び RT-PCR 検査等の遺伝子検査）及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

7 その他

~~2.1~~から6までの措置は、家畜の所有者等からの通報届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場、~~家畜市場~~等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講じる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講じる。

第4第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により、病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次の(1)及び(2)により、病性を判定する。

- (1) 病変部位の写真、疫学情報及び第3の5第4の6の動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第8の3第9の1の(1)の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第412の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から牛疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。
- (2) (1)の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究部門が行うウイルス分離抗原検査及び又は血清抗体検査により陽性の結果が出た場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、牛疫ウイルスが分離された家畜
- ② 牛疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により牛疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ③ 牛疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により牛疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜

(2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合、当該患畜にあっては、当該確認時に当該と畜場、家畜市場等で患畜当該患畜と同居している家畜及び患畜当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜についても疑似患畜とする。）
- ② 牛疫に特有臨床症状が明確であり、血清抗体検査により牛疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ③ ~~第8の3第9の1の(1)の移動制限区域内の農場又は第412の1の(2)の疫学関連家畜を飼養する農場において、牛疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜~~
- ④③ 患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、その発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日以降から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっている者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜
- ⑤ ~~第11④ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日以降から現在までの間に患畜当該患畜~~又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜
- ⑥ ~~第11⑤ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡っ~~

て 10 日目の日以降から現在までの間に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜

⑦ ~~第 11 条~~ 第 12 の 1 の（1）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 10 日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第 6 病性等判定時の措置

~~口蹄疫防疫指針第 5 を準用する。~~

第 6 ~~発生農場等における防疫措置（法第 16 条、第 21 条、第 23 条、第 25 条）~~

~~口蹄疫防疫指針第 6 を準用する。~~

第 7 ~~通行の制限又は遮断（法第 15 条）~~ 発生農場等における防疫措置

口蹄疫防疫指針第 7 を準用する。

第 8 通行の制限又は遮断（法第 15 条）

口蹄疫防疫指針第 8 を準用する。

第 9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）

1 制限区域の設定

口蹄疫防疫指針~~第 8 の~~第 9 の 1 を準用する。

2 制限区域の変更

口蹄疫防疫指針~~第 8 の~~第 9 の 2 を準用する。

3 制限区域の解除

家畜等（4 に掲げるものをいう。3 の柱書、5 の（3）及び（4）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第 1 節において「移動制限区域」という。）及び家畜等の搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

- （1）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条の規定に基づくと殺、法第 21 条の規定に基づく死体の処理及び法第 23 条の規定に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条の規定に基づく畜舎等の消毒（1 回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 17 日が経過した後に実施する第 ~~4112~~ の 2 の（2）の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性をが確認するされていること。
- （2）移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 28 日が経過していること。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- （1）生きた家畜
- （2）発生農場及び発生農場から半径 1 km 以内の区域にある農場（第 ~~4112~~ の 2 の（1）

の発生状況確認検査により、陰性を~~が~~確認された農場を除く。)で搾乳された生乳。

- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等(病性等判定日から遡って28日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)
- (4) 家畜の死体
- (5) 家畜の排せつ物等
- (6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具(農場以外からの移動を除く。)

5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域(移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。)内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を~~する~~行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動~~する~~させることができる。
- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
 - ア 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
 - イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
 - ウ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
 - カ 移動中は消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - キ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ケ 移動経過を記録、保管する。
- ③ 焼却、化製処理又は消毒を~~する~~行う場合には、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - イ 原料死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ウ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から原料死体等投入場所までの経路を消毒する。

(2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を~~する~~行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の~~アからウまでの~~措置を講ずる。

(3) 制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) その他

(1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後 28 日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該 28 日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径 5km 以内の区域を除く。）への家畜等の移入移動に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

~~第 9 家畜集合施設の開催等の制限（法第 33 条・第 34 条）~~

~~口蹄疫防疫指針第 9 を準用する。~~

第 10 消毒ポイント家畜集合施設の設置開催等の制限等（法第 28 条の 2、26 条、第 33 条及び第 34 条）

口蹄疫防疫指針第 10 を準用する。

第 11 ウイルス消毒ポイントの浸潤状況設置（法第 28 条の確認 2）

口蹄疫防疫指針第 11 を準用する。

第 12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) 疫学調査の実施方法

都道府県は、第 3 の第 4 の 4 の (2) により疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある家畜（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家畜

(1) の調査の結果、次の①から④⑤までのいずれかに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに臨床検査を行う（(1) 又は 2 の (1) の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）とともに、

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性のある日から 21 日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するように指導するとともに、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、21 日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

- ① 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜と接触した家畜
- ② 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に疑似患畜（第4の第5の2の（2）の②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触した家畜
- ③ 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜又は疑似患畜（第4の第5の2の（2）の②及び③に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜
- ④ 第4の第5の2の（2）の⑤④から⑦⑥に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

なお⑤ その他、病性等判定日から遡って28日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、や他の農場の家畜防疫員や車両がと畜場等において発生農場からの出荷家畜や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場にから疑似患畜となるおそれがある家畜が飼養されている当該他の農場の家畜について、疫学関連家畜とする。

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断してから、患畜又は疑似患畜と(2)の接触後21日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。

また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた家畜
- ② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）
- ③ 当該農場で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って28日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ④ 家畜の死体
- ⑤ 家畜の排せつ物等
- ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、牛疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

- ① 電話調査
都道府県は、第4の第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、当該移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

- ② 立入検査

ア 都道府県は、動物衛生課と協議の上、第4の第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1km以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚

及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。)及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場(牛(月齢が満24か月以上(肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。))にあっては、満17か月以上)のものに限る。)及び水牛にあっては200頭以上、牛(月齢が満4か月以上満24か月未満(肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満)のものに限る。)、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体(血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節)を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

イ 都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。)のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を行う。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体(血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節)を採材し、動物衛生研究部門に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に実施する行う。

(2) 清浄性確認検査

第9の1の制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後17日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場に限る。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を行う実施するための検体(血液)を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(2)及び2の(2)により都道府県から検体の送付があった場合には血清抗体検査を行い、2の(1)により都道府県から検体の送付があった場合には遺伝子抗原検査及び血清抗体検査を行う。またそれらの結果について、動物衛生課に報告する。

4 1の(2)又は2の検査で異状又は要請陽性が確認された場合の対応

(1) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果に基づき、第4ついで、第5の判定を行う。

(2) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果並びに(1)において行う第4の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針(以下「緊急防疫指針」という。)の策定を行う。

5 検査員の遵守事項

1の疫学調査又は及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

(1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1の疫学調査又は及び2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での

防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。

- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (5) 立ち上がった農場の家畜について1の(2)又は2で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

6 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

(2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

(3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）

- 1 動物衛生研究部門が製造又は保管する現行のワクチンは、生涯にわたって感染を完全に防御することができることから、極めて高い防疫効果がある。
他方で、ワクチン接種した場合、清浄国への復帰が遅れ、我が国の畜産物の輸出に影響を及ぼすおそれがある。
- 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する。
 - (1) 通報の遅さ（病変の状態、**発症畜発症家畜数**等）
 - (2) 感染の広がり（疫学関連家畜飼養農場数）
 - (3) 環境要因（**野生動物の生息状況**、周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）
 - (4) 埋却を含めた防疫措置の進捗状況

- 3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。
- (1) 実施時期
 - (2) 実施地域
 - (3) 対象家畜
 - (4) その他必要な事項
- 4 都道府県は、**緊当該**緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。その際、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。

第 1314 消毒薬

牛疫ウイルスは、エンベロープを有するウイルスであることから、脂溶性消毒薬（アルコール等）など多くの一般的な消毒薬が有効である。

第 1415 家畜の再導入

~~口蹄疫防疫指針第 14 を準用する。~~

第 15 発生の原因究明

口蹄疫防疫指針第 15 を準用する。

第 16 その他発生の原因究明

口蹄疫防疫指針第 16 を準用する。

第2節 野生動物における防疫対応

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

口蹄疫防疫指針第17を準用する。

第18 病性の判定

口蹄疫防疫指針第18を準用する。

第19 病性判定時の措置

口蹄疫防疫指針第19を準用する。

第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び、第25条の2第3項）

口蹄疫防疫指針第20を準用する。

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1 移動制限区域の設定

都道府県は、第18により野生動物（野生の鹿及びいのししをいう。以下同じ。）において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第18の判定前であっても、牛疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

2 移動制限区域の設定方法

（1）移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

（2）移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

（3）移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

① 移動制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知

② 報道機関への公表等を通じた広報

③ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

3 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4 移動制限区域内の農場への指導

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するとともに、野生動物等の侵入防

止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

5 移動制限区域の変更

(1) 移動制限区域の拡大

野生動物における感染の確認状況等から、移動制限区域外の家畜での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。

(2) 移動制限区域の縮小

野生動物における感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径 3km まで縮小することができる。

6 移動制限区域の解除

移動制限区域は、野生動物における浸潤状況等から、家畜への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 生きた家畜

(2) 当該野生動物が確認された地点から半径 1km 以内の区域にある農場（第 24 の 1 の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

(3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って 28 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(4) 家畜の死体

(5) 家畜の排せつ物等

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

8 移動制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家畜の死体、排せつ物、敷料及び飼料等の処分のための移動

家畜防疫員が飼養されている家畜に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に家畜の死体等を移動させることができる。

① 移動する際の措置

ア 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の家畜に異状がないことを確認すること。

イ 原則として、移動する死体等には消毒薬を散布し、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これら密閉車両等が確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を

確認すること。

エ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

オ 複数の農場を経由しないこと。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒すること。

キ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示すること。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。

ケ 移動経過を記録し、保管すること。

② 焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。

ウ 死体等の焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

(2) 移動制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

移動制限区域外の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の②の措置を講ずる。

(3) 移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の家畜等について、移動制限区域を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) その他

(1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、移動制限区域の設定後 28 日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該 28 日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径 5 km 以内の区域を除く。）への家畜等の移動に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

（1）と

畜場（食肉加工場を除く。）におけると畜

（2）家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物

（3）家畜の放牧

2 制限の対象外

原則として、移動制限区域の設定後28日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該28日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 家畜集合施設以外の関連事業者における消毒の徹底

都道府県は、1に掲げる家畜集合施設以外の移動制限区域内に所在する関連事業者に対し、本病のまん延を防止するため、必要があるときは、消毒を徹底するよう指導する。

第23 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

口蹄疫防疫指針第23を準用する。

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、臨床症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1により陽性と判断された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

4 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

（1）都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の（2）によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

（2）都道府県は、（1）の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善する旨の勧告を行う。

① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

（3）都道府県は、（2）の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第4章 その他

第25 その他

口蹄疫防疫指針第25を準用する。